

令和6年における入管法違反事件について

1 入管法違反事件

(1) 概況〔別表1〕

令和6年中に、全国の地方出入国在留管理官署が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は、1万8,908人で、令和5年と比較して710人増加した。

（注）出国命令手続とは、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、収容しないまま簡易な手続により出国させる制度である。

(2) 摘発箇所

全国の地方出入国在留管理官署が実施した摘発の箇所数は、1,320か所で、令和5年と比較して24か所減少した。

摘発箇所数の推移

年	令和4年	令和5年	令和6年
摘発先別			
総数	520	1,344	1,320
稼働先	136	245	160
居宅	280	724	813
その他（路上等）	104	375	347

摘発事例

- ① 令和6年2月、関係機関からの偽造在留カードの送付先に係る情報を基に調査を進めたところ、埼玉県所在の一軒家に居住する複数の中国人の存在を確認したため、強制調査を実施し、中国人4人を不法残留容疑で摘発した。
- ② 令和6年5月に摘発したベトナム人不法残留者の稼働状況等を調査した結果、雇用主としてベトナム人の存在を確認したことから、同雇用主を不法就労助長容疑で摘発した。
- ③ 令和6年7月、茨城県内の集合住宅に複数の不法残留者が居住しているとの情報に基づき調査を進め、関係機関と合同で、インドネシア人29人を不法残留容疑で摘発した。

(3) 国籍・地域別

退去強制手続等を執った外国人の国籍・地域は、100 か国・地域であり、ベトナムが6,996人と最も多く、入管法違反者全体の37.0パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、タイ、中国（「香港・その他」を除く。以下同じ。）、インドネシア、フィリピンの順となっており、これら5か国で全体の78.6パーセントを占めた。

国籍・地域別 入管法違反事件の推移

国籍・地域別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)	18,908 (13,454)
ベトナム	3,568 (2,922)	6,953 (5,667)	6,996 (5,684)
タイ	868 (430)	3,171 (1,486)	3,400 (1,497)
中国	1,967 (1,289)	2,059 (1,313)	1,929 (1,241)
インドネシア	585 (480)	920 (745)	1,609 (1,327)
フィリピン	785 (377)	914 (464)	925 (476)
カンボジア	297 (203)	1,033 (702)	902 (657)
スリランカ	277 (238)	483 (441)	516 (472)
トルコ	270 (176)	391 (300)	471 (365)
ネパール	289 (210)	384 (295)	346 (268)
ウズベキスタン	88 (86)	234 (227)	306 (290)
その他	1,306 (970)	1,656 (1,239)	1,508 (1,177)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和6年を基準としたものである。

(4) 在留資格別〔別表2〕

退去強制手続等を執った外国人の在留資格別では、最終の在留資格が「短期滞在」であった者が、7,679人と最も多く、次いで「技能実習」、「特定活動」、「留学」、「定住者」の順となっており、これら5つの在留資格で入管法違反者全体の86.7パーセントを占めた。

在留資格別 入管法違反事件の推移

在留資格別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)	18,908 (13,454)
短期滞在	3,019 (1,976)	7,616 (4,807)	7,679 (4,676)
技能実習	2,406 (1,903)	3,746 (2,999)	4,684 (3,859)
特定活動	1,943 (1,438)	3,383 (2,651)	2,884 (2,279)
留学	751 (617)	783 (635)	800 (626)
定住者	339 (242)	369 (245)	350 (267)
その他	1,842 (1,205)	2,301 (1,542)	2,511 (1,747)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 「技能実習」は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」を合算したものである。

(注3) 在留資格別順位は、令和6年を基準としたものである。

2 不法就労事件

(1) 概況〔別表3〕

退去強制手続等を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は、1万4,453人で、入管法違反者全体の76.4パーセントを占めた。

国籍・地域別 不法就労事件の推移

年 国籍・地域別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	6,355 (4,664)	12,384 (8,928)	14,453 (10,324)
ベトナム	2,522 (2,101)	5,530 (4,608)	6,200 (5,091)
タイ	751 (392)	2,691 (1,332)	3,171 (1,435)
インドネシア	535 (451)	829 (687)	1,463 (1,221)
中国	1,360 (909)	1,315 (844)	1,296 (868)
カンボジア	142 (113)	671 (486)	751 (547)
フィリピン	442 (232)	495 (272)	586 (333)
スリランカ	93 (92)	176 (171)	251 (239)
ネパール	103 (78)	228 (172)	238 (182)
ウズベキスタン	48 (47)	60 (60)	90 (85)
モンゴル	65 (41)	59 (43)	77 (54)
その他	294 (208)	330 (253)	330 (269)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和6年を基準としたものである。

(2) 不法就労者の特徴

ア 国籍・地域

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心に46か国・地域であり、ベトナムが、6,200人と最も多く、不法就労者全体の42.9パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、タイ、インドネシア、中国、カンボジアの順となっており、これら5か国で全体の89.1パーセントを占めた。

イ 男女別・年齢〔別表4〕

男女別では、男性が、1万324人で不法就労者全体の71.4パーセント、女性が、4,129人で同28.6パーセントであった。

年齢別では、30歳代が、5,727人と最も多く、不法就労者全体の39.6パーセントを占め、次いで20歳代が、5,557人で同38.4パーセント、40歳代が、2,281人で同15.8パーセントを占めた。

ウ 就労期間〔別表 5、6〕

就労期間別では、6月以下の者が、4,715人で不法就労者全体の32.6パーセントを占め、次いで、6月超1年以下の者が、4,162人で同28.8パーセントを占めた。

エ 就労場所（都道府県）〔別表 7〕

就労場所（都道府県）別では、茨城県の3,452人を最多に、関東地区1都6県（東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県及び栃木県）で1万1,080人となり、同地区が不法就労者全体の76.7パーセントを占めた。

オ 就労内容〔別表 8〕

就労内容別では、男性は「建設作業員」が、4,110人と最も多く、次いで「農業従事者」が、3,093人、「その他の労務作業員」が、1,031人の順となった。

女性は「農業従事者」が、2,404人と最も多く、次いで「工員」が、543人、「その他の労務作業員」が、253人の順となった。

カ 就労内容別の就労場所（都道府県）〔別表 9〕

就労場所上位の都道府県における就労内容の特徴として、茨城県の不法就労者の75.2パーセントに当たる2,596人が農業従事者であった。また、千葉県の不法就労者の52.2パーセントに当たる1,178人も農業従事者であった。

キ 国籍・地域別の就労場所（都道府県）〔別表 10〕

就労場所上位の都道府県における国籍・地域別の特徴として、ベトナムは特定の地域・都道府県に集中することなく、分散していた一方で、タイは茨城県及び千葉県に多く確認された。

ク 報酬（日額）〔別表 11、12〕

報酬日額（月給、時給等については日額に換算したもの）別では、「5千円超7千円以下」が、7,319人と最も多く、次いで「7千円超1万円以下」が、4,370人、「3千円超5千円以下」が、1,594人の順となった。

3 被送還者

(1) 概況

令和6年中に、全国の地方出入国在留管理官署が送還した外国人は、7,698人で、令和5年と比較して326人減少した。

(2) 国籍・地域別

送還した外国人の国籍・地域は、77か国・地域であり、ベトナムが、3,123人と最も多く、被送還者全体の40.6パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、タイ、中国、インドネシア、カンボジアの順となっており、これら5か国で全体の76.1パーセントを占めた。

国籍・地域別 被送還者の推移

年 国籍・地域別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	4,795 (3,806)	8,024 (6,303)	7,698 (6,076)
ベトナム	2,014 (1,739)	3,513 (3,032)	3,123 (2,677)
タイ	448 (252)	897 (480)	912 (419)
中国	784 (574)	1,041 (776)	826 (620)
インドネシア	238 (199)	418 (351)	628 (524)
カンボジア	86 (68)	349 (263)	368 (286)
フィリピン	321 (209)	410 (238)	351 (215)
スリランカ	122 (113)	195 (186)	283 (263)
ネパール	172 (136)	222 (171)	174 (147)
トルコ	77 (68)	190 (147)	167 (156)
ウズベキスタン	48 (47)	90 (88)	164 (163)
その他	485 (401)	699 (571)	702 (606)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和6年を基準としたものである。

(3) 送還方法別

令和6年中に、全国の地方出入国在留管理官署が送還した外国人7,698人のうち、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」が、6,808人で全体の88.4パーセントを占め、送還費用を国費で負担する「国費送還」が、830人で全体の10.8パーセントを占めた。

送還方法	令和4年	令和5年	令和6年
総数	4,795	8,024	7,698
自費出国	3,935	7,127	6,808
国費送還 (護送官なし)	724	695	581
国費送還 (護送官あり)	96	119	249
その他	40	83	60

(注1) 「国費送還(護送官なし)」は、日本政府が被送還者の帰国費用の全部又は一部を負担し、護送官を付さずに送還したものである(帰国意思はあるものの、帰国費用を調達できない者)。

(注2) 「国費送還(護送官あり)」は、日本政府が被送還者及び護送官の渡航費用の全部を負担して送還したものである。

(注3) 「その他」は、「入管法第59条による送還(運送業者の責任と費用による送還)をした者」、「国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者」及び「被送還者の本国政府等の費用負担による送還をした者」の数値である。

国費送還(護送官あり)(※)の送還事例

※日本政府が被送還者及び護送官の渡航費用の全部を負担

- ① 本邦在留中に木造家屋や自動車に放火するなどし、住居侵入、現住建造物等放火及び建造物等以外放火の罪で懲役8年の有罪判決を受けた者を刑期満了後に護送官を付して送還した。
- ② 退去強制令書が発付されたが、難民であると主張し、送還を忌避していたものの、自ら難民認定申請を取り下げて自費で本国に帰国した者が、本邦への上陸拒否期間中であるにもかかわらず再度来日したため、再び退去強制手続を執った上で、護送官を付して送還した。
- ③ 本邦在留中に強制わいせつ未遂、強盗強姦未遂、強制わいせつ致傷及び強盗の罪で懲役7年並びに強盗強姦の罪で懲役12年の有罪判決をそれぞれ受けた者を刑期満了後に護送官を付して送還した。
なお、航空機搭乗時、飛行中の機内や経由地において、大声を上げながらの抵抗があったものの、受傷事故等はなかった。
- ④ 営利目的で覚せい剤を自己の体内に隠したまま本邦に輸入したことなどにより、覚せい剤取締法違反及び関税法違反で懲役10年、罰金500万円の有罪判決を受けた者を刑期満了後に護送官を付して送還した。

4 被退令監理者

(1) 概況

監理措置は、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら、退去強制手続を進める措置である。

令和6年末現在、退去強制令書の発付を受けた後に監理措置に付された者(以下「被退令監理者」という。)は、213人である。

(2) 国籍・地域別

被退令監理者の国籍・地域は、27か国・地域であり、ブラジルが、37人と最も多く、被退令監理者全体の17.4パーセントを占めた。

また、ブラジルに次いで、スリランカ、トルコ、イラン、フィリピンの順となっており、これら上位5か国で全体の54.9パーセントを占めた。

国籍・地域別	年	令和6年
総 数		213 (183)
ブ ラ ジ ル		37 (33)
ス リ ラ ン カ		23 (22)
ト ル コ		21 (20)
イ ラ ン		19 (19)
フ ィ リ ピ ン		17 (11)
中 国		14 (9)
パ キ ス タ ン		9 (9)
ペ ル ー		9 (8)
タ イ		8 (2)
ウ ガ ン ダ		7 (7)
ナ イ ジ ェ リ ア		7 (7)
ベ ト ナ ム		7 (5)
そ の 他		35 (31)

(注) ()内は、男性で内数である。

5 被退令仮放免者

(1) 概況

監理措置の創設に伴い、仮放免は、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除することが相当と認められる者に対して認められることとなった。

令和6年末現在、退去強制令書の発付を受けた後に仮放免されている者（以下「被退令仮放免者」という。）は、2,448人で、令和5年末と比較して481人減少した。

(2) 国籍・地域別

被退令仮放免者の国籍・地域は、69 か国・地域であり、トルコが、579 人と最も多く、被退令仮放免者全体の 23.7 パーセントを占めた。

また、トルコに次いで、イラン、スリランカ、パキスタン、ナイジェリアの順となっており、これら上位5か国で全体の 57.3 パーセントを占めた。

国籍・地域別 被退令仮放免者の推移

国籍・地域別	令和4年	令和5年	令和6年	
			旧法仮放免者	新法仮放免者
総数	3,391 (2,645)	2,929 (2,329)	2,401 (1,974)	47 (36)
トルコ	650 (472)	738 (523)	568 (421)	11 (7)
イラン	267 (259)	275 (269)	271 (268)	5 (5)
スリランカ	251 (227)	268 (235)	221 (194)	6 (6)
パキスタン	162 (157)	175 (170)	178 (165)	2 (2)
ナイジェリア	156 (148)	143 (138)	141 (132)	0
中国	470 (334)	160 (89)	118 (63)	2 (1)
ブラジル	129 (110)	130 (113)	113 (98)	0
フィリピン	271 (137)	189 (89)	101 (46)	3 (1)
バングラデシュ	105 (97)	116 (110)	93 (90)	1 (1)
ガーナ	74 (63)	71 (63)	63 (55)	0
その他	856 (641)	664 (530)	534 (442)	17 (13)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 国籍・地域別順位は、令和6年末現在を基準としたものである。

(注3) 旧法仮放免者は、令和5年改正入管法の附則に基づき、改正前の入管法の規定により仮放免された者である。

(注4) 新法仮放免者は、令和5年改正入管法の規定により仮放免された者である。

別 表 目 次

- 1 入管法違反事件の推移
- 2 在留資格別・入管法違反事件の推移
- 3 不法就労者数の推移
- 4 不法就労者の年齢別構成
- 5 不法就労者の就労期間別構成
- 6 不法就労者の就労期間別推移
- 7 不法就労者の就労場所別構成
- 8 不法就労者の就労内容別構成
- 9 不法就労者の就労内容別の就労場所構成
- 10 不法就労者の国籍・地域別の就労場所構成
- 11 不法就労者の報酬(日額)別構成
- 12 不法就労者の報酬(日額)別推移

(注) 別表における構成比(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、合計が100.0%と
ならない場合があります。

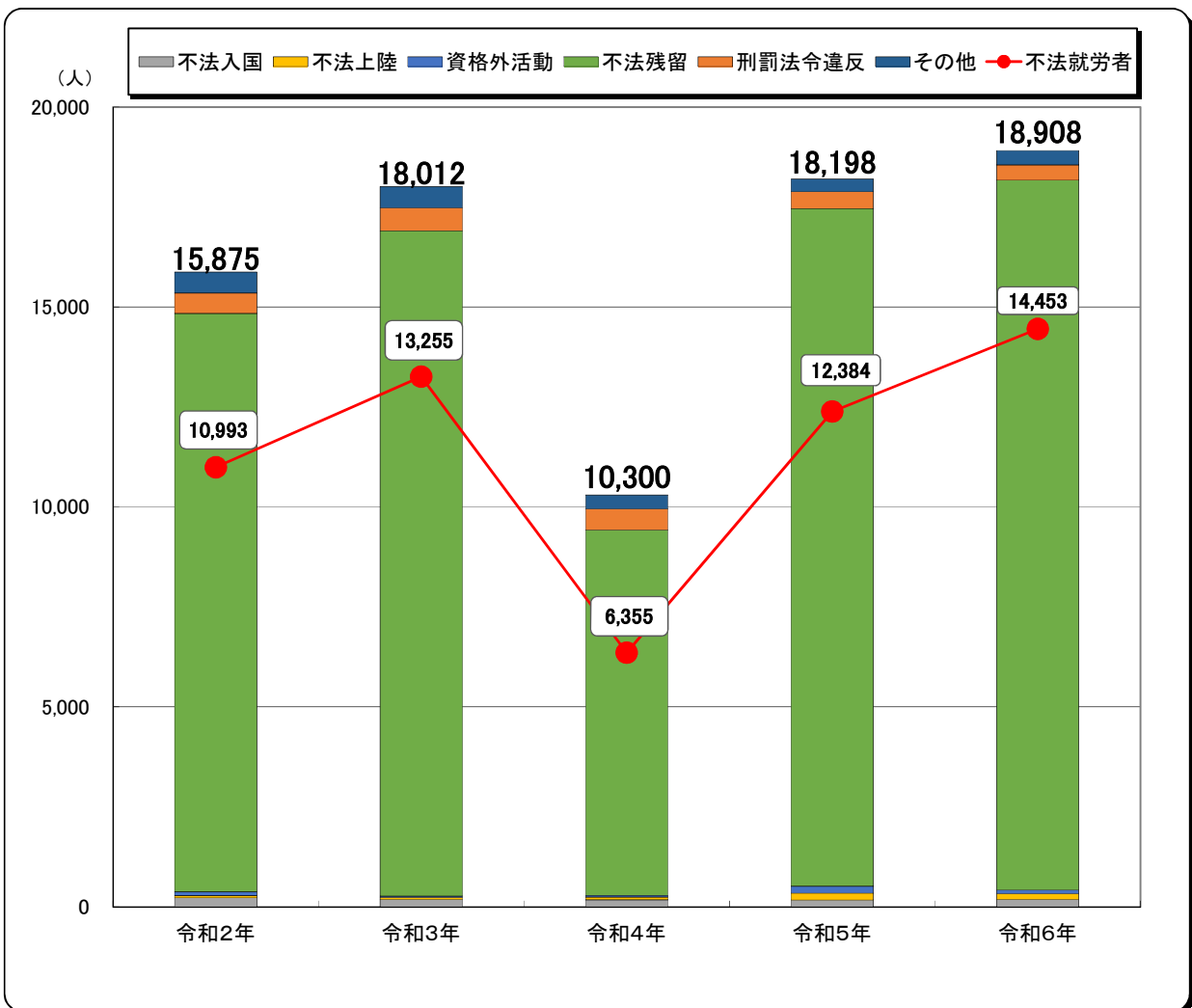
別表1 入管法違反事件の推移

単位(人)

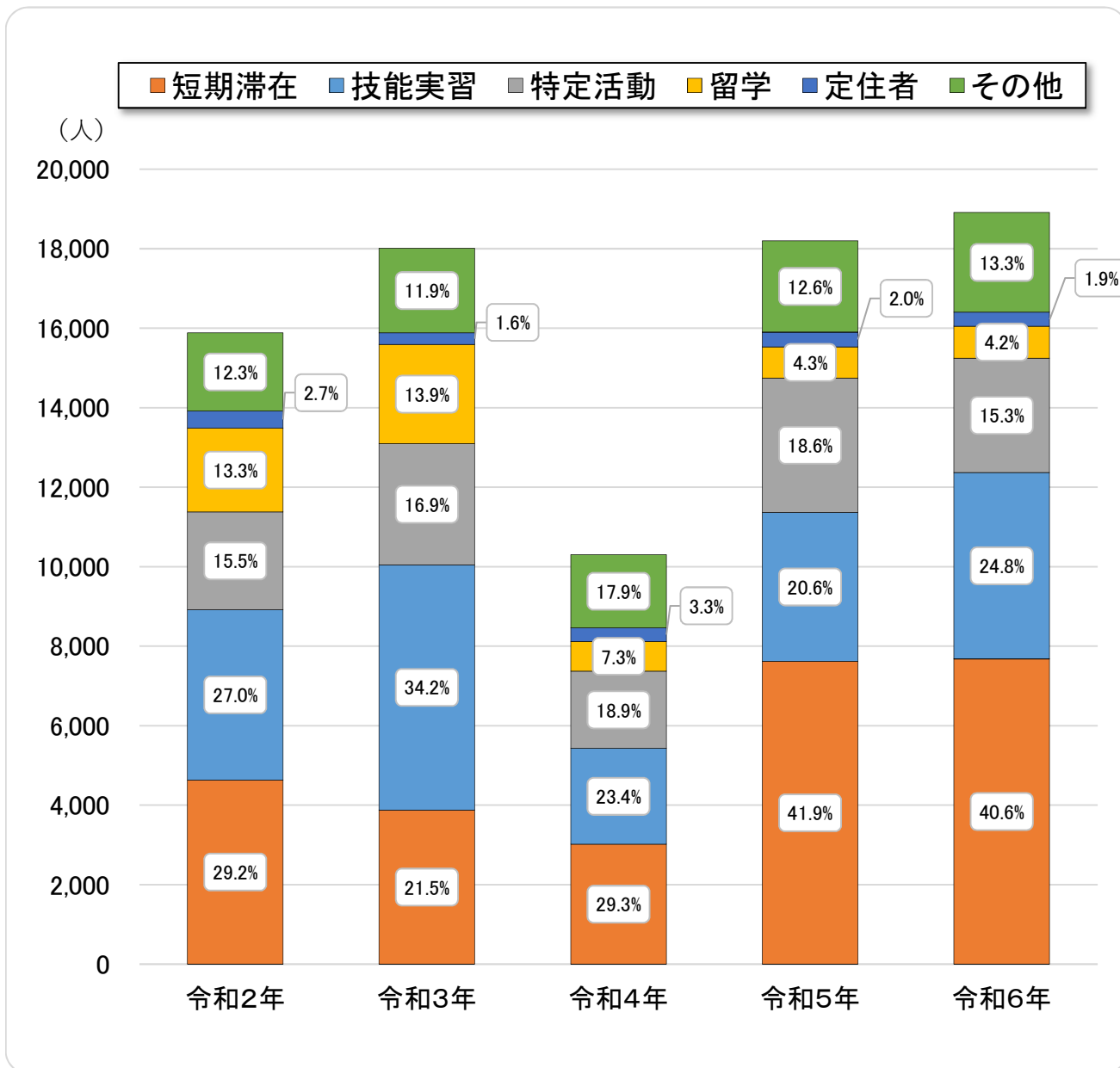
年 違反事由	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	15,875	18,012	10,300	18,198	18,908
不法入国	225	182	176	168	188
不法上陸	56	50	69	172	146
資格外活動	96	37	44	175	90
不法残留 (うち出国命令)	14,465 (6,874)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)	17,746 (10,131)
刑罰法令違反	504	574	527	422	384
その他	529	531	347	312	354

(注)違反事由が2以上ある場合は、主たる違反事由による。

不法就労者	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
-------	--------	--------	-------	--------	--------



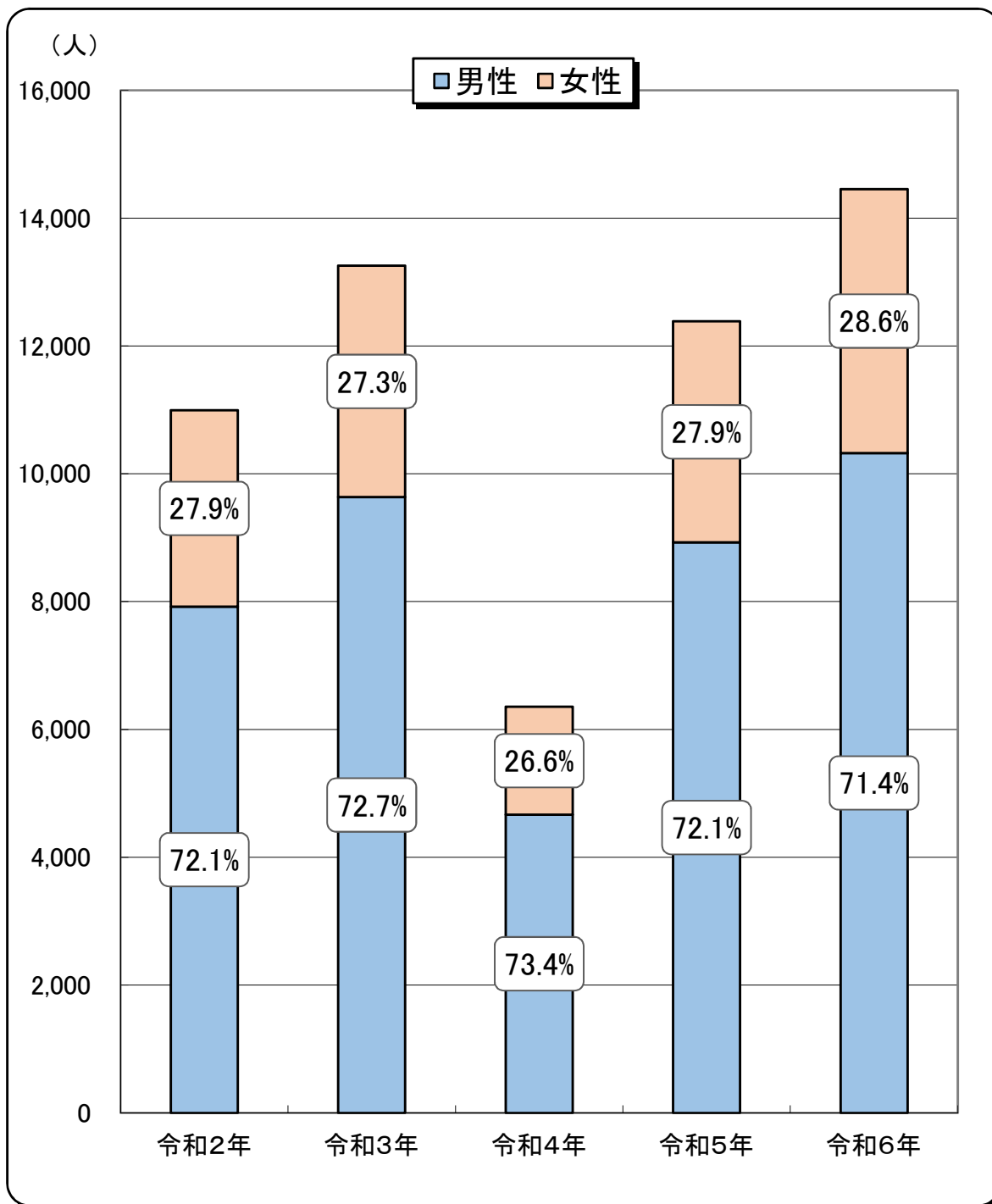
別表2 在留資格別・入管法違反事件の推移



単位(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	15,875	18,012	10,300	18,198	18,908
短期滞在	4,635	3,879	3,019	7,616	7,679
技能実習	4,279	6,165	2,406	3,746	4,684
特定活動	2,460	3,047	1,943	3,383	2,884
留学	2,109	2,496	751	783	800
定住者	435	287	339	369	350
その他	1,957	2,138	1,842	2,301	2,511

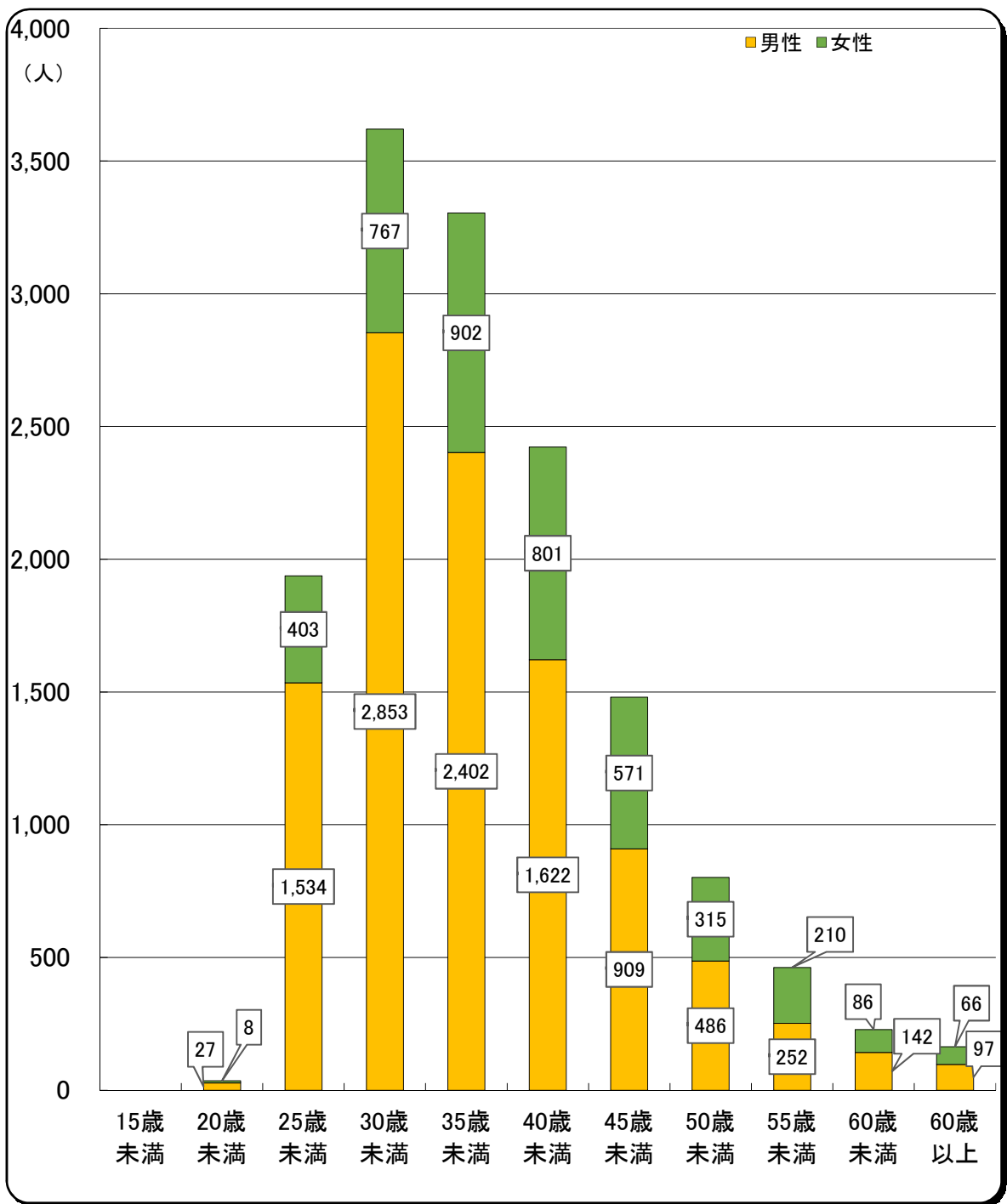
別表3 不法就労者数の推移



単位(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
男性	7,923	9,634	4,664	8,928	10,324
女性	3,070	3,621	1,691	3,456	4,129

別表4 不法就労者の年齢別構成



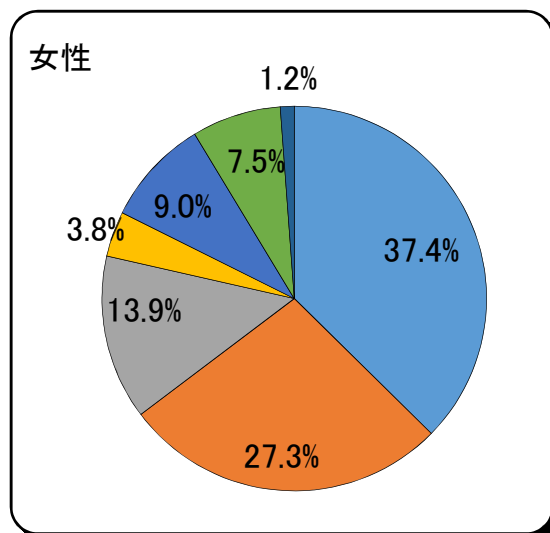
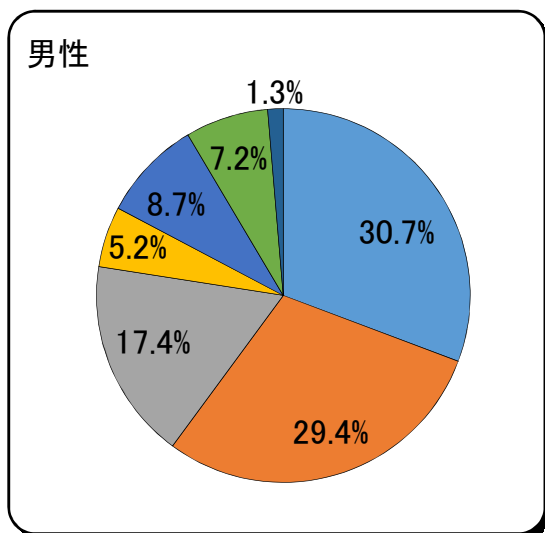
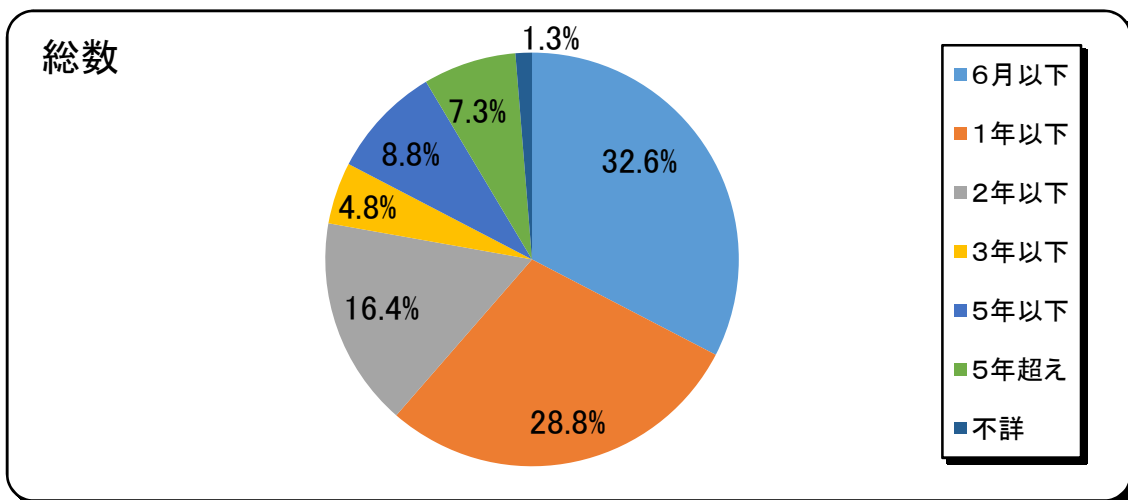
単位(人)

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上
総数	0	35	1,937	3,620	3,304	2,423	1,480	801	462	228	163
男性	0	27	1,534	2,853	2,402	1,622	909	486	252	142	97
女性	0	8	403	767	902	801	571	315	210	86	66

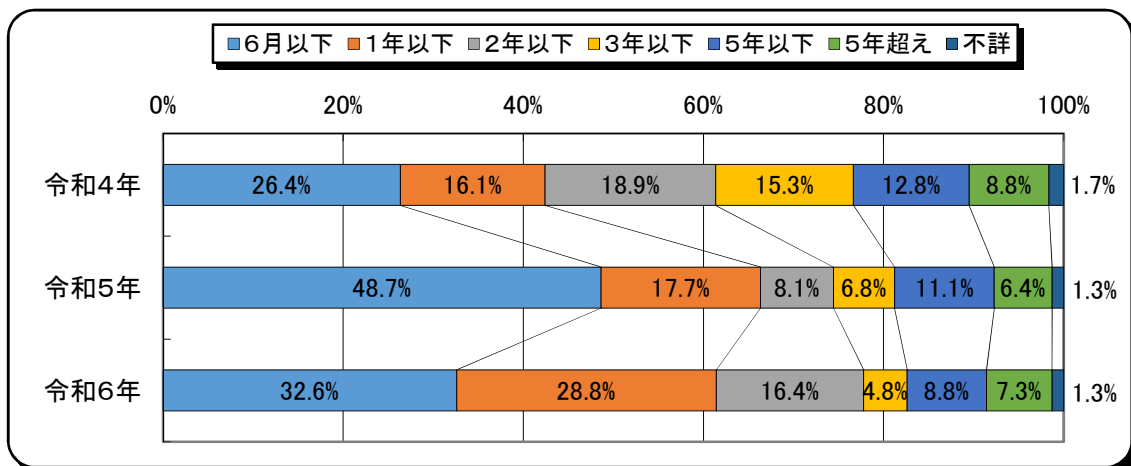
別表5 不法就労者の就労期間別構成

単位(人)

	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年超え	不詳	合計
総数	4,715	4,162	2,367	699	1,271	1,052	187	14,453
男性	3,172	3,033	1,795	542	901	742	139	10,324
女性	1,543	1,129	572	157	370	310	48	4,129



別表6 不法就労者の就労期間別推移



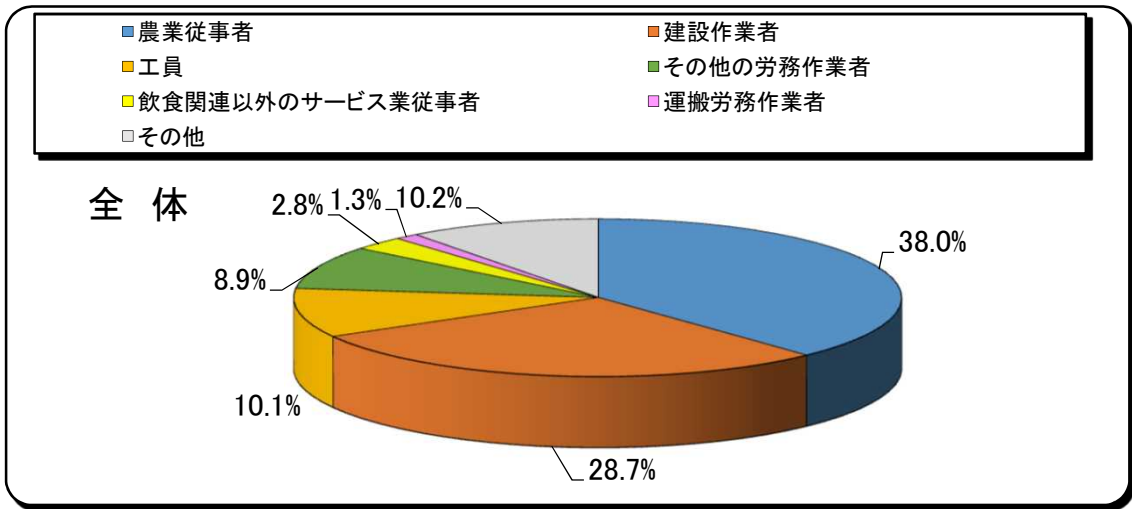
別表7 不法就労者の就労場所別構成

		合計	男性	女性	単位(人)
総数		14,453	10,324	4,129	
1	茨城	3,452	2,118	1,334	
2	千葉	2,257	1,488	769	
3	群馬	1,799	1,215	584	
4	埼玉	1,438	1,150	288	
5	愛知	1,184	908	276	
6	東京	917	703	214	
7	栃木	645	477	168	
8	神奈川	572	483	89	
9	大阪	542	488	54	
10	兵庫	223	199	24	
11	三重	190	164	26	
12	長野	178	103	75	
13	山梨	131	91	40	
14	静岡	122	93	29	
15	福岡	97	80	17	
16	岐阜	92	70	22	
17	広島	42	32	10	
18	京都	41	29	12	
19	宮城	33	28	5	
20	福島	32	30	2	
21	北海道	30	25	5	
22	熊本	27	23	4	
23	新潟	24	18	6	
23	石川	24	19	5	
25	沖縄	18	17	1	
26	岡山	13	12	1	
26	山口	13	12	1	
28	富山	12	12	0	
29	奈良	9	9	0	
30	福井	8	7	1	
30	滋賀	8	7	1	
30	和歌山	8	6	2	
30	大分	8	7	1	
34	山形	7	7	0	
35	秋田	6	6	0	
35	宮崎	6	3	3	
37	青森	5	5	0	
37	岩手	5	3	2	
37	香川	5	3	2	
40	佐賀	4	3	1	
40	鹿児島	4	4	0	
42	長崎	3	3	0	
43	鳥取	2	2	0	
43	愛媛	2	1	1	
43	徳島	2	0	2	
46	島根	1	1	0	
46	高知	1	1	0	
	不定	211	159	52	

別表8 不法就労者の就労内容別構成

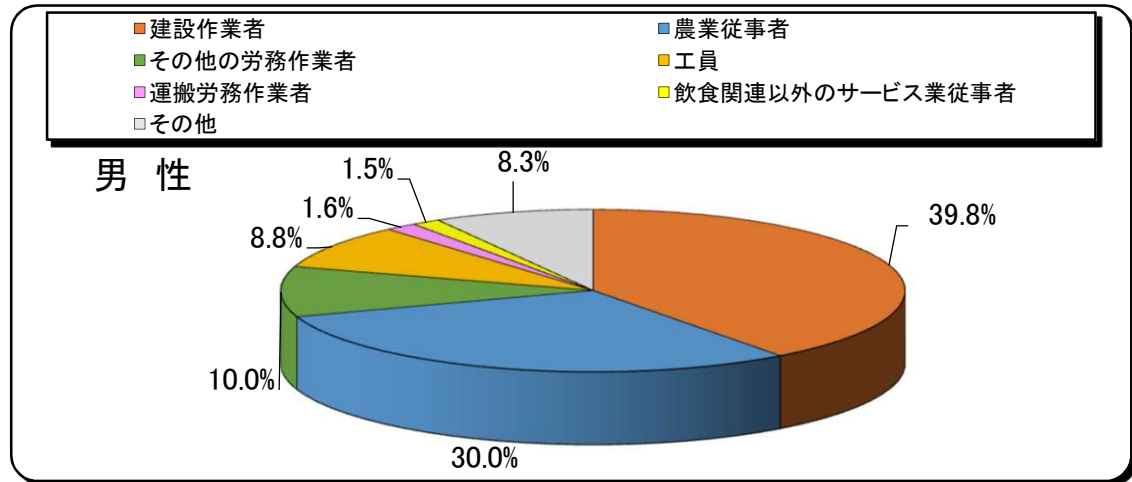
単位(人)

職種	農業従事者	建設作業	工員	その他の労務 作業	飲食関連以外のサー ビス従事者	運搬労務作業	その他	総数
全体	5,497	4,153	1,456	1,284	402	181	1,480	14,453



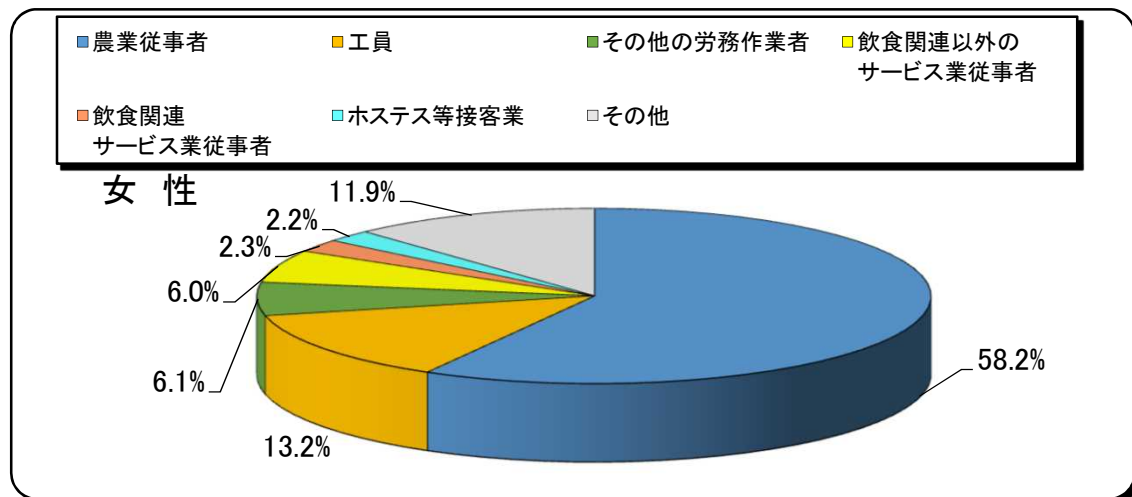
単位(人)

職種	建設作業	農業従事者	その他の労務 作業	工員	運搬労務作業	飲食関連以外のサー ビス従事者	その他	総数
男性	4,110	3,093	1,031	913	170	153	854	10,324



単位(人)

職種	農業従事者	工員	その他の労務 作業	飲食関連以外のサー ビス従事者	飲食関連 サービス従事者	ホステス等接客業	その他	総数
女性	2,404	543	253	249	97	91	492	4,129



別表9 不法就労者の就労内容別の就労場所構成

単位(人)

職種 就労場所	総数	農業従事者	建設作業者	工員	その他の 労務作業者	飲食関連以外の サービス業 従事者	運搬労務 作業者	その他
総数	14,453	5,497	4,153	1,456	1,284	402	181	1,480
茨城	3,452	2,596	461	163	74	38	8	112
千葉	2,257	1,178	590	122	123	41	17	186
群馬	1,799	683	386	482	132	38	6	72
埼玉	1,438	277	748	166	103	24	11	109
愛知	1,184	82	397	150	266	49	20	220
東京	917	40	411	44	79	92	21	230
栃木	645	245	164	111	52	8	2	63
神奈川	572	7	328	35	60	26	14	102
大阪	542	14	160	31	163	27	49	98
兵庫	223	4	116	34	31	8	4	26
その他	1,424	371	392	118	201	51	29	262

注) 就労場所は上位10都府県

別表10 不法就労者の国籍・地域別の就労場所構成

単位(人)

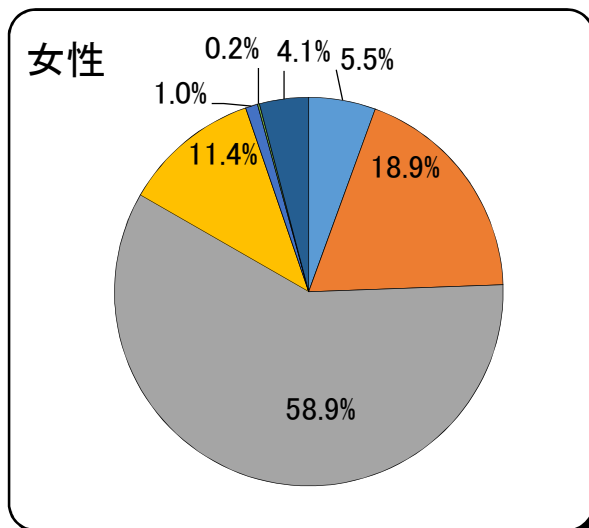
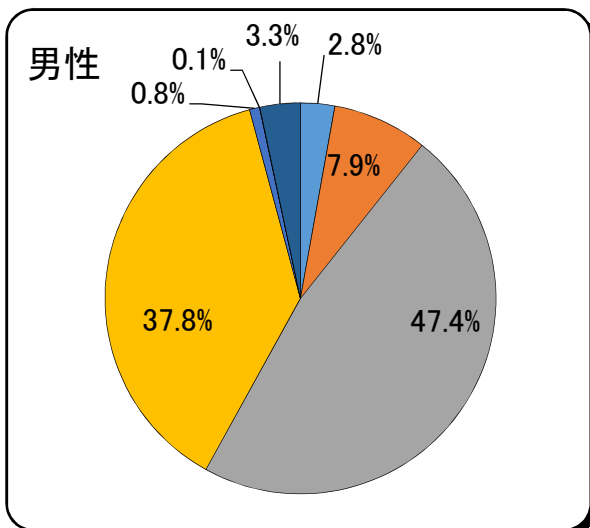
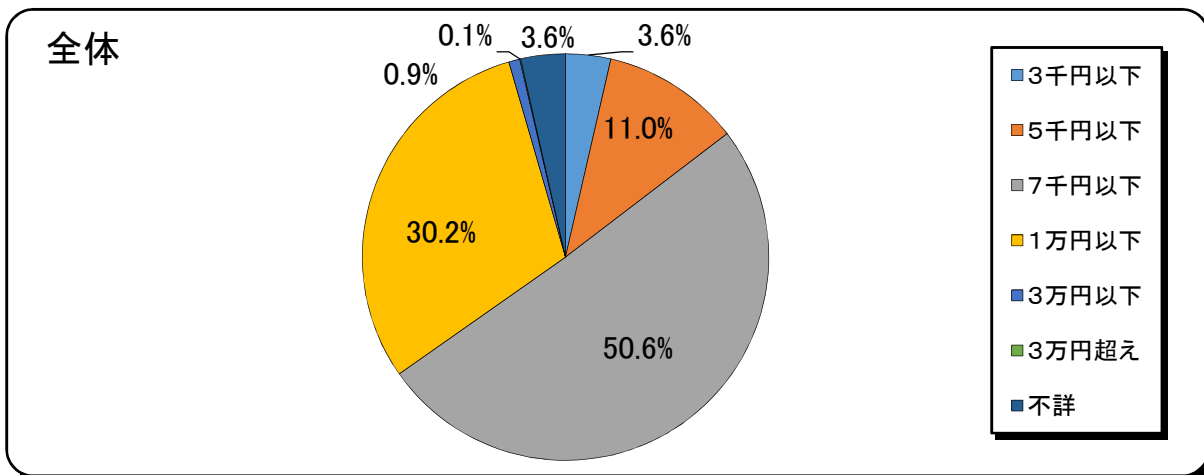
国籍・地域 就労場所	総数	ベトナム	タイ	インドネシア	中国	カンボジア	フィリピン	スリランカ	ネパール	ウズベキスタン	モンゴル	その他
総数	14,453	6,200	3,171	1,463	1,296	751	586	251	238	90	77	330
茨城	3,452	799	1,487	576	220	180	70	56	17	4	2	41
千葉	2,257	663	941	59	261	45	146	46	23	13	35	25
群馬	1,799	838	224	253	31	285	91	19	48	0	2	8
埼玉	1,438	928	144	38	144	36	52	15	20	19	4	38
愛知	1,184	667	17	210	116	4	48	18	26	2	3	73
東京	917	461	60	27	191	7	36	7	29	37	16	46
栃木	645	264	72	106	15	55	45	41	37	0	1	9
神奈川	572	238	35	13	84	119	37	14	4	5	2	21
大阪	542	444	5	7	53	1	7	3	2	1	0	19
兵庫	223	191	3	5	15	1	0	1	1	3	1	2
その他	1,424	707	183	169	166	18	54	31	31	6	11	48

注) 就労場所は上位10都府県

別表11 不法就労者の報酬(日額)別構成

単位(人)

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	519	1,594	7,319	4,370	126	11	514	14,453
男性	290	814	4,889	3,898	84	4	345	10,324
女性	229	780	2,430	472	42	7	169	4,129



別表12 不法就労者の報酬(日額)別推移

